（４）革新的技術研究成果活用事業活動計画の目標

３　実施時期

（計画期間）　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

４　革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法 ※指定金融機関等からの調達を行う場合にはその名称を記載	金額（千円）	償還年数・償還方法 ※指定金融機関等からの調達を行う場合のみ記載	備考

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新事業開拓事業者の概要について

（１）「上場等」は、発行した株式を、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場させること又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録することをいうものとする。

（２）「ベンチャーキャピタル等」は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）第一イ(2)①に規定する要件に該当するものとする。

２．革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容

（１）「（３）革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容」には、①新たな事業の開拓（新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うこと）の具体的な内容、②当該事業の成長発展の段階、③革新的技術研究成果との有機的連携等を要約的に記載する。

（２）「（４）革新的技術研究成果活用事業活動計画の目標」には、革新的技術研究成果活用事業活動に係る事業の目標（市場のニーズ、市場の規模、競合する事業者、事業分野等との比較・相違点、需要の開拓の規模、事業として成り立つ蓋然性（具体的な販売計画等））等を要約的に記載する。

３．実施時期

計画期間を10年以内とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。

４．革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（１）革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途を記載すること。

（２）「使途・用途」の欄には、実施指針第一イ(2)④を満たす資金の具体的な使途・用途を記載すること。

（３）「資金調達方法」の欄には、自己資金、出資、融資、補助金、その他の資金の調達方法を記載すること。同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

（４）指定金融機関等からの調達を行う場合には、当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称・償還年数・償還方法を記載すること。